

意見書

平成 22 年 10 月 13 日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

「NTT西日本の活用業務認可申請に対する総務省の考え方」に関し、別紙のとおり意見を提出
します。

このたびは、「NTT 西日本の活用業務認可申請に対する総務省の考え方」に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

頁	段落	意見
-	-	<p>活用業務認可の審査に当たっては、「公正な競争を確保するために必要な措置」として、営業面でのファイアーウォール確保が判断基準のひとつとされているところです。この判断においては、2008年2月18日に、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 西日本」という。)殿(以下、合わせて「NTT 東西」という。)に対する行政指導を行っていたにも係らず、昨年11月にNTT 西日本殿が接続上知り得た他事業者情報を子会社へ提供した事案(以下、「本事案」という。)が発生したことを総務省殿は重大な問題として認識すべきです。</p> <p>本事案が発生した要因としては、NTT 東西殿からの改善策報告に対し総務省殿が適切かどうかの詳細な検証と共に、的確な予防措置を講じなかったことも大きいと考えられます。同様事案の再発による消費者や公正競争環境への影響を回避するためにも、少なくとも今回は NTT 西日本殿の対策内容が接続事業者に必要な説明がなされていない点の是正、及び NTT 東西殿の情報管理プロセスに対する客観的な検証プロセスの導入といった対応を総務省殿が推進すべきと考えます。</p> <p>このような対応さえも行われておらず、接続事業者が一社としてNTT 西日本殿の対策により営業面でのファイアーウォールが確保されているとは考えていないことを踏まえれば、総務省殿が「公正な競争を確保するために必要な措置」がなされていると判断し、活用業務の認可を行うことは認められるものではないと考えます。</p> <p>また、これまで営業面でのファイアーウォールの問題が解決されていない要因が、本質的には設備管理部門と設備利用部門が同一企業体に存在しているというNTT 東西殿の組織構造上の問題にあることに鑑みれば、問題が発生した後に行政指導を発出するという事後的対応のみでは抜本的な解決には至らないことは明らかなです。従って、真に公正競争環境を促進させ消費者利便の向上を図るためには、NTT 東西殿のアクセス網の分離が必要不可欠であり、このような観点についても十分な議論を行い、早急にアクセス網の分離を実現すべきです。</p>

以上